

●後期高齢者医療保険の保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに見直され、令和4・5年度の保険料率については、改定されています。保険料額の決定通知書は7月中旬に送付する予定です。

▶令和5年度保険料の計算方法 保険料は、被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計金額が保険料となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間} \\ \text{保険料} \\ \hline \text{(上限66万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{5万3,600円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{前年所得(※)} \\ \times 10.32\% \\ \hline \end{array}$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額です。
※実際の保険料額は端数処理を行ったあとの金額となります。

▶保険料の軽減(令和5年度) 所得や世帯の状況に応じて、保険料は軽減されます。

【均等割(5万3,600円)の軽減】 税制改正に伴い、均等割額5割軽減及び2割軽減の軽減対象となる所得基準額が引き上げられました。

| 軽減割合 | 軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計)が下記に該当する世帯 | 軽減後の均等割 |
|------|---|----------|
| 7割軽減 | 基礎控除額(43万円) +10万円×(年金・給与所得者数-1) を超えない世帯 | 1万6,080円 |
| 5割軽減 | 基礎控除額(43万円) +29万円×世帯の被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者数-1) を超えない世帯 | 2万6,800円 |
| 2割軽減 | 基礎控除額(43万円) +53.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者数-1) を超えない世帯 | 4万2,880円 |

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度を安定的に維持することで被保険者が安心して医療を受けることができるようにするものです。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

▶職場の保険の被扶養者だった人の軽減 後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった人は、均等割の5割が軽減されます。また、所得割も課されません。

※国保・国保組合に加入していた人は該当しません。

▶保険料の納付方法 年金の年額が18万円以上の人は、年金から天引きされます。年額18万円未満の人や介護保険料と併せた保険料が年金受給額の2分の1を超える人は、納付書や口座振替等によって納めてください。

▶「保険証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新 後期高齢者医療の保険証は毎年8月に更新されます。令和5年度については、7月中旬に送付する予定です。また、限度額適用・標準負担額減額認定証の発行を受けている人で引き続き該当となる人には、新しい認定証を7月下旬に送付する予定です。

※期限の過ぎた保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証は、個人情報がかからないようにして破棄してください。

☎健康保険課国保・年金係 ☎228271(市役所1階)

●大分県後期高齢者医療の健康診査を受けましょう

大分県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見・治療し、重症化を予防するために行われます。健康管理のために、年1回の健康診査を受けましょう。日程・会場等は、下記二次元コードをご確認ください。

- ▶対象者 大分県後期高齢者医療の被保険者
- ▶費用 年1回のみ無料
- ▶持参物
 - ・大分県後期高齢者医療の被保険者証(保険証)
 - ・5月下旬に送付した健康診査受診券(青色のはがき)
- ▶健診結果に関する相談 健康保険課健康支援係 ☎243000(ウエルピア内)

健診ガイド(保存版) 契約医療機関



☎大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
健康保険課国保・年金係 ☎228271(市役所1階)



新型コロナウイルスワクチン接種情報③②



5月8日から接種対象者が時期によって分かれたため、5月7日までにオミクロン株対応ワクチンの追加接種をしていない人に案内を送付しました。接種を希望する人は、案内に同封している「個別医療機関一覧」に記載の医療機関での予約をお願いします。

▶5月8日～8月の接種対象者 下記に該当し、前回の接種から3か月以上が経過している人

- ・65歳以上の高齢者
- ・基礎疾患を有する人(5～64歳)
- ・医療従事者、高齢者施設の従事者等
- ・5月7日までにオミクロン株対応ワクチンの接種を受けていない5～11歳の人



▶9月以降の接種対象者 5歳以上の全ての人(接種間隔は未定)

※5月7日までに追加接種済み又は5月8日～8月の期間で追加接種済みの人も再度接種を受けられます。

※詳しい接種情報や実施医療機関は、市ホームページ(上記二次元コード)をご確認ください。

Q.接種券を紛失してしまったので、再発行したい

A.下記窓口で申請又は市ホームページ(左記二次元コード)から申請書をダウンロードし、必要書類を添付の上、郵送で再発行申請をしてください。

※現在、窓口が混み合っています。事前予約で、申請時の待ち時間が短縮されます。

【必要書類】 本人確認書類(保険証、免許証、マイナンバーカード等の写し)

※代理人が申請する場合は、本人確認書類と代理人の本人確認書類が必要です。

☎新型コロナウイルス関連相談総合窓口 ☎228243・228281(市役所3階)

●市県民税の納付をお願いします

令和4年中の所得に基づき、令和5年度の市県民税(住民税)が決定しましたので、納期限内の納付をお願いします。

▶市県民税を納める人(納税義務者) 令和4年中の所得が一定以上あり、①又は②の人

①令和5年1月1日に市内に居住する人 均等割+所得割を納付

※6月中旬に「納税通知書・納付書」を送りますので、納付してください。

②令和5年1月1日に市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人 均等割を納付

※9月中旬に「納税通知書・納付書」を送りますので、納付してください。

▶納付方法・納付期限 【普通徴収】

・第1期 6月30日(金) ・第2期 10月2日(月)

・第3期 11月30日(木) ・第4期 令和6年1月31日(水)

※納付書での納付は市役所、各振興局、コンビニエンスストア、一部スマートフォンアプリや銀行等金融機関の窓口で納付できます(口座振替の申込書は各金融機関、郵便局の窓口にあります)。

【給与からの特別徴収】 給与の支払者が各月の給与から差し引いて納付

【公的年金からの特別徴収】 年金支給時に公的年金から差し引いて納付

※その他に所得がある場合、普通徴収や給与天引きの方法でも納付することがあります。

令和5年度所得証明書等の証明書発行開始日 6月12日(月)から所得証明書・所得課税証明書が、市の窓口及びマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで発行できます(給与からの特別徴収のみの方は、窓口にて既に発行できます)。ただし、所得が確定できていない場合は証明書の発行ができませんので、申告を行う必要があります。
■コンビニエンスストアで証明書発行ができる時間帯 午前6時30分～午後11時

☎税務課市民税係(市県民税に関すること) ☎228396(市役所1階)
税務課納税係(納税に関すること) ☎228205(市役所1階)
税務課税制窓口係(証明書発行に関すること) ☎228397(市役所1階)